# 博士課程教育リーディングプログラム採択プログラムに係るフォローアップについて

平成23年11月28日 (平成25年3月11日改正) (平成26年2月25日改正) (平成27年3月18日改正) (平成28年2月29日改正) 博士課程教育リーディングプログラム委員会決定

## 1. 内容

事業目的の着実な達成に資するため、採択プログラムを実施する大学(以下、「実施大学」という。)に赴き、学生を含む関係者との質疑応答及び教育現場の視察等を行うことにより、プログラムの進捗状況を適切に把握・確認するとともに、必要に応じて、指導・助言を行う。

## 2. 実施体制

- i)フォローアップは、博士課程教育リーディングプログラム委員会(以下、「委員会」という。)の類型別審査・評価部会(以下、「部会」という。)を中心に行う。
- ii) 部会は、採択プログラムごとに、フォローアップ担当委員(以下、「担当委員」という。)として、原則として部会委員のうち3名の委員(主担当委員として学界1名、副担当委員として学界1名及び産業界1名)を割り当てる。
- iii)また、担当委員との連携のもとに、各採択プログラム(複数を兼ねる場合を含む。) に対する日常的な進捗状況の把握、相談、助言等の対応を行うプログラムオフィサー を別に置く。プログラムオフィサーは、企業、国際機関、外国の大学等、海外での勤 務経験を有する者等のうちから独立行政法人日本学術振興会理事長が任命する。

## 3. 実施方法

# ① 実施手順

#### く実施大学>

実施大学は、自己点検評価や外部評価により、プログラムの適正な実施に努めつつ、 毎年度終了時に、採択プログラムごとに実施状況報告書(別紙1)を作成し、委員会 に提出する。なお、中間・事後評価実施前年度分の同報告書の作成・提出については 要しない。

# く担当委員>

i)担当委員は、提出のあった実施状況報告書の内容を確認するとともに、現地を訪問し、実施大学の関係者から説明を受け、質疑応答を行うとともに、教育現場等の視察を行う(委員現地視察)。その際、原則として支援対象学生からの意見も併せて聴取する。

なお、産業界の副担当委員については、現地視察に可能な範囲もしくは必要に応じて対応するものとする。また、他の部会委員も任意で現地視察に参加することができる。

ii) その結果、以下に示す観点から、採択プログラムが適正に実施されているかどうか

を把握し、必要に応じて、指導・助言を行う。

iii) 現地視察後、現地視察報告書(別紙2)を作成し、部会に提出する。

#### **<プログラムオフィサー>**

- i) プログラムオフィサーは、担当する採択プログラムのプログラムコーディネーターと連絡を保ちつつ、毎年度、必要に応じて機動的に実施大学を訪問(PO現地訪問) し、支援対象学生との対話等を含め、プログラムの進捗状況を確認するとともに、プログラムの改善・充実に必要な相談、助言等のケアを積極的に行う。
- ii )PO現地訪問については、委員現地視察スケジュール等を参考に実施する。また、必要に応じて他のプログラムオフィサーや部会委員もPO訪問に参加することができる。
- iii)プログラムオフィサーは、担当委員の行う現地視察にも立ち会うものとする。
- iv) プログラムオフィサーは、毎年度終了時にPOフォローアップ報告書(別紙3)を作成し、部会に提出する。
- v) プログラムオフィサーは、原則として関係する部会にオブザーバー出席することができる。

# <委員会、部会>

部会は、担当委員から提出のあった現地視察報告書について、その内容を確認し、必要に応じてコメントを付し、実施大学の確認を経た上で実施大学に開示・公表する。また、プログラムオフィサーから提出のあったPOフォローアップ報告書については、その内容を確認し、必要に応じてコメントを付した上で実施大学に開示する。部会はこれら報告書の内容について委員会へ報告する。

各報告書における意見等への実施大学の対応状況については、部会の実施する中間評価及び事後評価において確認し、評価に反映させることとする。

なお、フォローアップの過程で、進捗状況に著しい問題があると部会が判断した場合は、委員会へ報告し、委員会の決定に基づき支援を縮小もしくは廃止することもありうるものとする。

# ② フォローアップの観点

- i)グローバルリーダーの養成を目的とする事業の趣旨を踏まえ、
  - ・プログラムの実施・運営体制は適切に構築されているか。
  - ・プログラムは当初の構想・計画に沿って順調に進捗しているか。中間評価結果を 踏まえた当初計画の見直し案に沿って、順調に進捗しているか。
  - ・クオリファイングエグザミネーション等、特色ある学位プログラムへの取組が進んでいるか。
  - ・審査結果表および中間評価結果に付した留意事項及び現地視察報告書の意見等への対応はなされているか。
  - POフォローアップ報告書の意見等への検討・対応はなされているか。
  - ・実質的な教育内容として、効果が期待できるものとなっているか。もしくは、効果が上がっているか。
  - ・事業経費の支出内容は、費用対効果を含め、妥当であるか。
- ii)より適切にプログラムを実施できるようなアドバイスはあるか。

### ③ その他

実施にあたっては、実施大学、担当委員等の過度の負担とならないように配慮する。

## 4. 委員現地視察の実施時期等

# ① 委員現地視察の実施時期

採択プログラムの実施期間のうち、実行初期段階としての2年目及び中間評価を踏まえた 見直し時期にあたる5年目に行う。

1 年目	2 年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
	現地視察		(中間評価)	現地視察		(事後評価)

# ② 実施大学の関係者 (委員現地視察対応者)

- ・〈必須〉プログラム責任者及びプログラムコーディネーター
- 〈必要に応じ〉学長
- ・〈その他〉プログラム担当者、支援対象学生、連携先機関、インターンシップ受入先の 担当者、メンター等

# <委員現地視察スケジュール例> 概ね4時間程度

- ・担当委員打合せ(15分)
- ・プログラムコーディネーター等からの説明及び プログラム担当者・メンター等を含めた質疑応答(90分)
- ・支援対象学生との意見交換(75分)
- ・教育現場(講義など)・施設等の視察(30分)
- 講評(30分)

## 5. 公表等

各大学の作成する実施状況報告書における「プログラム進捗状況概要」及び担当委員の 作成する現地視察報告書については、日本学術振興会ホームページにおいて公表する。

## 6. 追跡調査

プログラムが事業目的に合致した効果を上げたかを将来的に確認・評価する観点から、実施大学は、プログラムにおける課程修了者のキャリアパスを継続的に把握するとともに、受入先機関における評価を聴取し、プログラムにフィードバックする体制を構築することとし、日本学術振興会からの求めに応じて、その状況を報告する。